

|     |     |     |      |
|-----|-----|-----|------|
| 回覧印 | 代表者 | 管理者 | 従業員等 |
|     |     |     |      |

## 【重要】

経営者、運賃交渉担当者の方へ  
回覧をお願いします。

### 適正化事業課だより (第145号)

令和6年3月7日  
(公社)熊本県トラック協会  
適正化事業課

#### 2024年3月の「価格交渉促進月間」の実施について

#### ～経済産業省から調査依頼があります～

政府では、原材料価格やエネルギー価格、労務費等の大幅な上昇が下請価格に適切に反映されることを促すべく、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と定めており、その月間の終了後には、実際に価格交渉・転嫁が出来たか、下請事業者からのアンケート等によってフォローアップ調査し、その調査結果が取り纏められ公表されたほか、評価が芳しくない事業者に対しては、所管大臣名で経営者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組が強化されております。

つきましては、国より、元請けトラック運送事業者様が発注された取引について、受注側下請運送会社からの価格交渉の申し出に遅滞なく応じ価格転嫁に積極的に対応する等、下請け中小企業が付加価値を確保することができるよう、コストの適切な価格転嫁に向けて価格転嫁を積極的に取り組む必要があるとの旨の通知もあっていることから、関係者の皆様におかれましては、本件に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、昨年11月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されておりますので、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示しています。

また、全ト協より下記の各種取り組みにつきまして、周知依頼がございましたのでご確認いただけますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注側企業におかれては、下請中小企業振興法「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に対応いただきたいこと。

##### 2. 労務費に関する「指針」の周知、及び積極的な活用

発注側企業におかれては、「指針」に基づいて、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその受注企業に対して価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。

##### 3. フォローアップ調査（受注側中小企業への状況調査）へのご協力

4月以降、受注側中小企業に対して行われる下記調査の対象となった企業におかれましては、積極的にご回答いただきたいこと。

- (1) アンケート調査（受注側中小企業30万社程度に対して配布。発注側企業ごとに価格交渉や価格転嫁についての具体的な状況を把握）
- (2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング（発注側中小企業2千社程度へのヒアリング。交渉・転嫁状況の実態を聴取）

◇下請中小企業振興法「振興基準」はこちらをご確認ください。

⇒[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki\\_jyun.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.html)